

令和元年 9 月 9 日（月曜日）

議 事 日 程

令和元年 9 月 9 日 午前 10 時 00 分 開議

日程第 1 村政一般に対する質問並びに議案第 26 号から議案第 37 号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7 名）

1 番	古 川 元 規 君
2 番	良 峯 喜久男 君
3 番	加 藤 智恵子 君
4 番	杉 田 雅 史 君
5 番	森 弘 秋 君
6 番	竹 島 貴 行 君
7 番	前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	金 森 勝 雄 君
教 育 長	高 野 壽 信 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生活環境課長	吉 田 昭 博 君
会計管理者	田 中 勝 君
代表監査委員	吉 川 良 二 君

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 松 本 良 樹

事務局 主任 加 藤 穰

午前10時00分 開議

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、令和元年9月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第26号から議案第37号まで

○議長(森 弘秋君) 日程第1 議案第26号 舟橋村地域優良賃貸住宅修繕基金条例制定の件から議案第37号 平成30年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件まで12件を一括議題とします。

(一般質問及び質疑)

○議長(森 弘秋君) これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

3番 加藤智恵子君。

○3番(加藤智恵子君) 3番加藤智恵子です。よろしくお願いいたします。

私からは、新生児聴覚スクリーニング検査、医師不在状況の2点についてお伺いいたします。

まず、新生児聴覚スクリーニング検査についてお伺いします。

ここで言う新生児聴覚スクリーニング検査とは、生まれて早期に難聴の有無を発見するために、赤ちゃんに行う検査のことです。

一般的に、生まれつきの難聴は1,000人に1人から2人の割合でいると言われています。難聴は、目に見えないために気づかれにくく、2歳を過ぎてから言葉のおくれによってようやく発見されるため、支援開始が3歳以降になることがしばしばありました。しかし、支援開始が3歳以降になってしまうと、その後の言葉の習得にかなりの努力が必要になってしまいます。

一方で、生まれて入院中に最初のスクリーニングを行って、生後1カ月までにスクリーニングの過程を終え、生後3カ月までに精密診断を実施し、生後6カ月までに支援を開

始すると、3歳の時点で健常児の約90%の言語力があったという結果が報告されています。

耳の聞こえに問題が見つかった場合、生後6カ月までに補聴器をつけるなど適切な対応を開始することによって、その後の言語能力やコミュニケーション能力に問題が生じる可能性が少なくなります。そのためにも、生後すぐに聴覚スクリーニング検査をすることは非常に重要で意義のあることだと考えられます。

また、先天性聴覚障害は、ほかの先天異常と比べて、発症頻度は格段に高く、かつ、早期発見により早期支援を行えばコミュニケーション、言語の発達が望まれることから、全出生児対象のスクリーニングを行う意義は十分あると言えます。

そこで、新生児聴覚スクリーニング検査費用の全額を公費負担とすることをご提案いたします。

厚生労働省は、新生児聴覚スクリーニング検査にかかる費用について、受診者の経済的負担の軽減を図ることを市町村に求めており、少子化対策に関する地方単独措置分として、市町村に対して地方交付税措置がなされています。

本村の平成30年の出生数は25人であり、概算の事業費は約15万円前後が見込まれます。

生まれたばかりの赤ちゃんが、親の経済的な理由にかかわらず、全員が等しく検査を受けることができるように全額公費負担とすることは、出生率向上にも大きく寄与するものと考えます。

これから生まれる赤ちゃん全員にこの難聴検査を村からプレゼントすることは、赤ちゃんを村全体で見守り育てていく、村の意思表示になると考えられます。そして、赤ちゃんに優しい舟橋村、子育てするなら舟橋村と言えるのではないのでしょうか。

そこで、通告書にもあるとおり、次の3点を質問いたします。

1点目、新生児聴覚スクリーニング検査の意義と必要性について、どのように認識されていますか。

2点目、全ての新生児が聴覚スクリーニング検査を受けることができるように検査の公費負担が必要だと考えますが、どのように認識されていますか。

3点目、難聴と診断された後の支援体制づくりが非常に重要だと考えますが、本村の現状を教えてください。

次に、本村の医師不在の状況についてお伺いします。

6月の一般質問でも質問させていただきましたが、その際に、粘り強く医師誘致に努めたいと答弁をいただきました。

今回改めてその後の進捗状況をお伺いするとともに、現在の状況をどのように捉えておられるかお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 3番加藤議員の新生児スクリーニング検査についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、新生児聴覚スクリーニング検査とは、各医療機関等において新生児に音が聞こえるかどうかを確認する検査のことです。おおむね生後3日以内に初回検査を行い、再検査の必要があると認められる場合には確認検査を行います。それでも再検査が必要な新生児には精密検査を行うこととなっております。聴覚障害の早期発見によって、治療やリハビリテーションをスムーズに導入でき、適切な支援を行うことで新生児の音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、本村といえども、新生児聴覚検査は非常に重要だと考えております。

その受診状況では、各医療機関において出産時にスクリーニング検査の重要性を十分に説明していることから、県内での初回検査の実施率は99.8%と非常に高い状況にあります。また、村内では、出生届や乳児全戸訪問の際に、聴覚スクリーニング検査の受診状況を母子手帳で確認し、未受診の場合は受診をお勧めすることとしており、過去3年間の出生者78名の受診率は100%となっております。

次に、公費負担の状況では、確認検査は県から委託事業として各産科医院が実施されており、精密検査は村単独の乳児精密健康診査助成の範囲内で受診いただくことができます。

万が一精密検査で難聴と診断され、補聴器が必要な場合は、まず加入している健康保険者から購入費の補助を受けていただき、その補助と購入費の差額分については、上限がありますが、村から還付を受けることができます。

また、初回検査にかかる自己負担額は、それぞれの医療施設ごとに設定されておりまして、2,500円から6,000円程度の範囲内と伺っております。

初回検査の公費負担につきましては、出産される村民の方は全て村外の医療機関を利用されておりますので、各医療機関や医師会等との調整が必要となり、県内で助成を行

っている市町村は現時点でないことから、現在のところ実施する予定はありません。

しかし、人口減少・少子高齢化が伸展する現世代にあって、早期発見・早期治療は全ての医療において大変重要であると認識しておりますので、今後県内市町村の動向にも注視してまいりたいと考えております。

次に、難聴と診断された場合における支援体制についてであります。

本村では、過去5年間、難聴と診断されたお子さんはいらっしゃいませんでしたが、今後、該当者が出了場合には、必要な療育が早期に開始されるよう、医療機関等と密に連携を図りながら適切に支援してまいりたいということを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 3番加藤議員の医師不在状況についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、舟橋クリニックは、昭和39年に翁医院が高齢のため閉院して以降、長く続いていた無医村状態を解消するため、村が医師を誘致いたしまして、昭和60年4月、竹内地内で開業されたのであります。

現在では本村から車で10分余りで近隣市町の開業医院に行くことができますが、当時の近隣には診療施設が少なく、村民の健康保持の観点から、無医村の解消が長年の懸案となっております。

この経緯から、舟橋クリニックの開業に当たっては、関係機関や医師紹介業者への依頼を始めまして、さまざまな縁を頼って広く声をかけさせていただきまして、昭和59年12月には舟橋村無医村解消のための助成金交付要綱を制定いたしまして、誘致料1,000万円及び助成金といたしまして年間200万円を開業時から5年間交付することといたしました。

数年にわたる積極的な誘致活動の結果、かつて富山赤十字病院にも勤務されていた縁から、既に他県で開業されておいでになりました安達先生に打診をさせていただきまして、昭和60年4月に開業の運びとなったのであります。

開業以来、安達先生には、33年余りにわたり本村の小中学校の学校医をはじめ国保運営協議会委員や健康づくり推進協議会委員など村民の健康増進事業にご尽力をいただいております。昨年末に安達先生から、今年3月末をもって村医、学校医を辞任する旨届け出がなされまして、その後私が舟橋クリニックを訪ねた折に、安達先生が閉院

の大きな理由の一つに、患者が来なくなったことを述べられ、とっさのこともでもあり、返す言葉がありませんでした。34年前に誘致した本村に対して安達先生の心境を語る痛切な言葉であったと受けとめまして、今も私の脳裏に残っておるものであります。

さて、医師誘致に係る進捗状況のことですけれども、現在、ご承知のことと思いますが、本村周辺の医療環境は、昭和60年ごろに比べまして大きく改善しているほか、平成26年10月には東部消防組合上市消防署舟橋分遣所の業務の開始に伴いまして、救急車1台が配備されております。そして、緊急時の医療機関への搬送体制が整えられております。

誘致の対象となるのは、ご承知のとおり、医師は一般的に医療機関の勤務医であります。このような状況から、開業後の来院者の確保や診療収入に影響を及ぼす懸念があります。また、医療系コンサルによりますと、医師の誘致には、土地の提供や診療施設の整備に係る補助金に加えまして、所得保障など多額の費用を要することなどお聞きをしておるわけでありまして、その対応策が今のところ定まっていないというような要因によりまして、誘致の実現に至っていないのが実情であります。

一方では、今年7月から、近隣の医療機関のサテライトを本村に誘致する協議を進めてまいりましたが、やはり費用対効果が見込まれないことから、断念せざるを得ないという結論に至っているのであります。

しかしながら、本村では、下肢等に障害がある高齢者の方や車のない方への対応や、かねてから子育て世帯から小児科医の誘致の要望があったことは事実であります。

こういうこともありますので、今後とも引き続き粘り強く地道に取り組んでまいりますので、皆さん方のご理解をお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございました。

吉田課長さんに伺いたいと思います。

スクリーニング検査の公費負担に関して、周囲の状況、ほかはしていないから、今のところ本村では考えていないと答弁されたと思うのですが、それでよろしいのでしょうか。

確かに近隣と同調して一緒に事業を行うということはとても大事だとは、私にもわかります。だけど、今回の内容は、全ての子が早く発見されることによって、その後の生

活の質が、ほとんど普通の人と同じように生活できるわけなんですね。

なので、周りがしていないからしないではなくて、内容を吟味して、ましてお金の確保、厚労省はしっかりお金は、国はお金を渡しているわけなんですね。それで、そのへんをいろいろ考えると、舟橋村独自の政策として全額公費負担にするのは有意義なことであると思うんですけども、いかがでしょうか。吉田課長、ご答弁お願いします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 3番の加藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、ほかの自治体がやっていないというお話もしましたし、村内のほうにそういった医療機関がなくて、初回の検査にかかる費用が自己負担として2,500円から6,000円という範囲内であるということもございます。

この受診率等を見ていただければわかるように、県平均では99%を超えており、まず舟橋村においても100%の対応をしているというところでございます。

ですがいまして、現時点においての補助の必要性を感じていないというのが実態ですけども、ただこの後の流れといたしまして、子育ての施策というのは全国の全自治体に取り組んでいる施策でございますので、こういった項目につきましても、いろんな自治体さんの取り組みをちゃんと注視いたしまして、できるだけ、対応があった場合については、こちらのほうとしても対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森 弘秋君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 吉田課長さん、丁寧なご答弁、ありがとうございました。

先ほど申し上げるべきだったんですが、厚労省のホームページにはいろんな情報が載っていて、平成29年度のアンケート調査をした結果が最近出ているんですね。それによると、富山県では15市町村のうち6市町村が検討していると回答しています。その市町村の具体的な名前はないのですが、やはりそうやって前向きに対応しようとしていること、それはこの村でもそういうふうに独自のもので、村の子どもたちの将来がかかっている。そのへんのことだとして、できれば前向きに検討していただきたいと思います。

子どもとは言わず、自分たちにも身を置きかえていただきたいと思うんですね。耳が聞こえるということはどういうことなのか、耳が聞こえないということはどういうことなのか。

現在のところ、全員、検査は受けていますね。それは、揚げ足をとるわけではないんですけれども、先ほど病院で説明されているからみたいな感じで受け取れたんですけれども、厚労省の基準としては、母子手帳を発行するときとか、その他の折に触れて聴覚検査を受けるように説明してほしいとなっているんですけれども、本村のやり方はどのようなになっているのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 加藤議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

このスクリーニング検査につきましては、厚労省が出している、出していないという話でなくて、地方交付税の中にどれだけ織り込まれているかどうかということだろうと私どもは理解しておるわけでありまして、そしてまた、施策として打ち出すなら、議員の皆さんと協議が必要だということと、もう一つは、やはり舟橋にお嫁に来ておられるけれども、県外から来ておられる方もおいでになるわけですね。

だから、こういった制度を実施するならば、どのような形でそういう方々をバックアップするのかと。いろんなそういう検討もしていかななくちゃならないということでありまして、担当課長から答弁する枠でなくて、私から今申し上げておるわけでありまして、そういう点を含めまして、皆さん方と十分協議しながら、やはり今の時代に、これからの時代にふさわしい制度をつくり上げていかななくちゃならないと思っておりますので、その点をお含みいただきまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森 弘秋君） 4 番 杉田雅史君。

○4 番（杉田雅史君） 4 番杉田でございます。今回はさきに通告いたしましたとおり、子育て支援賃貸住宅「リラフォートふなはし」の状況についてお伺いしたいと思います。

この件につきましては、全員協議会でも説明があったところであり、再度問題の明確化のためお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

さきの8月9日にリラフォートふなはしの募集の締め切り日となっておりますが、その日時点で20戸の募集に対しまして5件の申し込みしかなかったと聞いております。

そこで、ここまで募集が少なかった理由と今後の対策について、この後お伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思います。

まずは、さきの委員会並びに全員協議会でも数多くの質問が出たところではあります

が、家賃等が高過ぎるのではないですかというところです。

今この住宅に入居しようと思い、家賃、共益費、あと2台の駐車場を借り上げたとしますと、1世帯当たり6万5,000円から7万8,000円という高額感が一番のネックになっていると思われます。

さらには、そこに入居される世帯収入が月額48万7,000円以下としているところです。例えば7万8,000円の家賃を毎月支払おうとしている公務員の20代から30代の夫婦共稼ぎの家庭の方々だとすると、すぐ所得オーバーという可能性が高く、入居を断念された方も、今回多数にわたっていらっしゃったというふうに聞いてはおります。

また、月7万8,000円の住宅ローンを払うつもりならば、この超低金利時代の世の中では、一戸建ての購入も夢ではない金額となっているわけです。

そのあたりを総合勘案しますと、このまだ入居前という時期だからこそ、未就学児童家庭への助成金という対策ではなく、家賃の設定の洗い直しをすべきではないでしょうか。

他の市町では子育て支援住宅の入居率は高率なのに、舟橋の住居が不人気な理由として最も上位のものが、結果として家賃の問題だと考えます。住宅の価値を下げることとなるということにより家賃の検討を行わないということがないよう、当局として検討過程の答弁を求めたいと思います。

さらに、子育てコミュニティを売りにする賃貸住宅であるにもかかわらず、入居時期がばらばらで、いつになれば満室になるのかもわかんない状況の中で、住民同士のコミュニティの醸成というのは図れるのでしょうか。私は、なかなか難しいもんじゃないかなと思います。

また、この住宅の建築工事等についてであります。

当初、9月末ごろ、今月末ごろの入居予定と伺っておりましたが、建築工事及び周辺の造園工事等の遅れが大きいと伺っております。急ピッチで工事は行われておりますが、すごく早朝から夜遅くまで工事をしていらっしゃる方も見かけます。そのような日程で今動いているのでしょうか。

あまり無理な工程とすると、事故の発生や手抜き工事というようなことが起きかねない状況となると思いますが、今後の工程や安全管理等はどのようになっているのか、ご説明をお願いします。

さらには、入居募集要項には自治会への加入が入居条件となっており、班長の選出も記載されてはいますが、例えば自治会費や交通安全協会、社会福祉協議会への会費納入、あと、ごみ当番等、舟橋の方々では普通のことに対して、なじみのない方々が本当に理解して入居されるのでしょうか。若干ハードルの高い賃貸住宅ゆえに、入居希望者が増えないのではないのでしょうか。

これまで数度にわたる入居者募集説明会の開催等における参加者の方々のアンケート結果等は、当然役場のほうも吟味していらっしゃるとは存じますが、舟橋村としてもすごく大きなお金を投資している建物なのに、空き家を大量に生む結果とならないよう、他の業者等のその事務局任せ等にせず、村当局としてももっと前向きに、そして積極的に行動していただくよう切に希望して、私からの質問とさせていただきます。

村当局の真摯なご回答をどうぞよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 4番杉田議員のリラフォートふなはしの状況についてのご質問にお答えいたします。

初めに、子育て優良賃貸住宅「リラフォートふなはし」の入居申し込みの状況についてであります。8月9日現在の申し込み受理件数は、当初の想定を大きく下回る5件でありました。

その要因といたしましては、子どもの転校などの引っ越し時期の問題や賃貸住宅を求めている世帯への周知方法が不十分、さらには、議員ご指摘のとおり、村営住宅としては家賃に割高感があったことが考えられます。

また、申込者のうち7件は、当該入居に係る所得基準を上回っていたことも大きな要因として認識しておりますが、この要件は、国の補助金を充当している以上、緩和することができません。

今後の対策といたしましては、入居者の募集方法を、専門性の高い不動産業者への広報委託をすることにあわせまして、今後都市圏からのIターン、Uターンを目的に県の補助事業を活用しながら舟橋村見学ツアーを開催したいと考えております。

また、子育て世代の転入を促進する施策といたしましては、小学生以下の児童を有する家庭へ児童1名につき月額5,000円、限度額1万円の補助を入居後2年間継続する補助を実施してまいります。

議員ご指摘のとおり、家賃6万7,000円を支払うのであれば、一戸建ての購入も十分可能だと思います。しかしながら、リラフォートふなはしの価値は、隣接するふなはしこども園、オレンジパーク、学童保育、子育て支援センターやICTを活用した子育て支援アプリを通して、子育て世代のつながりによる安心感を醸成する子育て環境にあります。

したがって、家賃の安さや学校までの通学距離といった利便性ではなく、入居後に体感いただく、頼り支え合える安心感が、この賃貸住宅が有する最も高い価値であり、そして関係地域の価値観を上げることを目的にモデルエリアのエリアマネジメント事業を実施しておりますので、家賃を下げることはモデルエリアの価値を下げることにつながります。

一方、子育て世代の入居がなければ、頼り支え合える安心感を体感いただけないこと等を考慮いたしまして、転入を促進するための一時的な対応として家賃補助を実施するものであることをご理解願います。

次に、入居時期が異なることから生まれる入居者同士のコミュニティの影響についてですが、オレンジパークで開催しております月イチ園むすび事業、子育て支援センター・学童保育でのイベントや子育て支援アプリによる交流では、入居者同士だけではなく、村内外の子育ての世代とつながるツールでもありますので、入居時期が異なることには影響がないものと考えております。

次に、賃貸住宅の工事管理についてですが、工事管理業務契約に基づき月2回の進捗確認を行っておりますので、十分に工事管理が実施されていると認識いたしております。今回の賃貸住宅の完成検査は、9月26日の予定をしております。

次に、自治会加入の義務づけが入居募集の支障要因になっているのかについては、他町の町営住宅におきましても加入条件に自治会加入等がございますので、入居に影響があるとは考えておりません。

次に、入居募集につきましては、専門性の高い不動産業者へ広報委託を実施いたしますが、これまで2回の入居者募集説明会は村主催で開催しております。また、今月29日には第3回の入居者募集説明会を施設の内覧会に合わせて実施いたしますので、多くの方に参加いただけるようPRに努めてまいります。

いずれにいたしましても、今年度中の全室入居を目指し最大限努力をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたしまして答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 杉田雅史君。

○4番（杉田雅史君） 今ほどは、ご答弁ありがとうございました。

今のご回答というのは、今までも全員協議会なり前回の産業厚生委員会なりのお話としてお聞きしている話の範疇がほとんどであり、その不動産業者さんに対する都市部等々からのIターン、Jターン等の話が最近出てきている話ではないでしょうか。

それで、よく言われるそのコミュニティの話の中で、入居後の安心感というような表現をとられます。入居後の安心感というのは、何を見てわかるのでしょうか。

いつも吉田課長がよく言われる言葉でそういった言葉はあるんですけども、実績もその後の効果もわからないものを目当てに、若い方々が7万8,000円を払って入居されるのでしょうか。もっと具体的な、先ほど来私が言っているような、例えば家賃の話にしろ、というものを例題に挙げて、今般ここまで村は頑張りますので、皆さん、入ってくださいというような言い方をしたほうが、入居募集に際しては一番効果があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 杉田議員の再質問にお答えいたします。

まず、入居後の安心感というのは、これまで子育て支援センター並びに公園、そういったところで、人と人とのつながり、公園が有効的に使われるかどうか。その一つの評価ポイントというのは、次のイベントにかかわる人数を目標としてイベントを取り組んでまいりました。その結果、支援センターも公園も、多くの方々がイベントにかかわる人、お母さん同士、そういったつながること、そういったことの成果を生んできたやに思っております。

また、前回のお話もさせていただいたとおり、その方々自身がこの公園があるからここに住みたい、この支援センターがあるから住みたいというところがアンケートのデータの中でも反映されてくることになりました。

したがって、一つの仮説が成果に生まれ変わってきた。つながりによる安心感というのは、厳密に言うと、お母さん同士の共感だそうです。そういったものがあると転入につながるというデータが出てまいりました。

したがって、そういったものを商品にしていきたい。つまり、賃貸住宅の横には、そういったつながれる大きな公園がある、大きな庭がある。そしてまた、支援センター、あるいは学童保育、そういったところでつながるきっかけ、アプリにおいても同じです。

そういったつながるきっかけを提供するところで、自分たちが支えてもらえる人がいる、あるいは支えてあげられる人がいる。そういった環境をつくっていくというのが入居後の安心感というふうに認識しております。そういったアプローチをこれからもしていきたいと。

ただ、そういったものが商品として入居される方々になかなか伝わらない。これはやはりそこに参加されてから初めてそういった感情が生まれるものだというふうに思っております。

したがって、コミュニティとつながりだとかということを思い切り表に出すわけではなく、今回の議会の中でもし議決いただければ、やはり子育ての世代がどうしても入ってほしいんだと。ですから、1人当たり5,000円の助成を出します。

もう一つは、年内の入居月につきましては、フリーレント、1カ月分家賃を無償にします。そういったものを鮮明に、この後の第3回のリラフォートふなはしの入居説明会に向けて出していきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 杉田雅史君。

○4番（杉田雅史君） 吉田課長、ありがとうございます。

今まで話がなかった中で言うと、以降、不動産の事業者に対する委託等々、今回の補正予算にも上がっておりますが、そういったことをやるのであれば、また途中経過ね。例えば、年内なりどこかの段階の途中経過をまた明らかにしていただき、その数字によって次の対応をとる、とらないというような話もあるかもしれませんので、そこらあたりの途中経過をまた公開していただければと思います。

そして、課長が言われたように、令和2年の3月末までには全室がきれいに埋まって、みんなで入学式シーズンを迎えられることをご祈念しまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（森 弘秋君） 2番 良峯喜久男君。

○2番（良峯喜久男君） 2番良峯喜久男でございます。今回、私からは、安心・安全な住みやすい村づくりを目指す中で、2つの質問をさせていただき、村の対応をお聞かせ願います。

6月定例議会で村内に潜む危険への対応についての質問がなされ、村当局から、安全

で住みやすいまちづくりに向けての取り組み等の説明をいただきました。

そこで、1つ目の質問ですが、具体的な箇所の対応についてお聞かせ願います。

今月に入り、竹内地区にできた団地の分譲が本格的に始まります。県道富山上市線の藤津橋より東方向の歩道の拡張工事は、現在進められており、早くて令和2年度中に完成の予定と竹内自治会からの要望事項に回答されております。

そこで、新しく団地ができることによって、人、車の流れにも変化が生じ、小学校から県道富山上市線までの村道東芦原舟橋駅線などの使用頻度が増えることが予想されます。私自身、自転車、車等で通行してみましたが、道幅が狭く、また用水があり、すれ違いや人の追い越しに危険を感じました。また、保育園児が散歩しているのも確認をされております。

そこで、交通事故の防止、用水の転落事故の防止の点から、用水をV S側溝で改修して道路の拡張工事をお願いできないか、また計画があるのかお聞かせ願います。

道幅を拡張することにより交通量が増えて、危険が増すことは考えられると思います。でも、拡張工事をしなくても、交通量が増えてなお一層危険になると思われれます。交通規制ができないのであれば、検討していただきたいと思います。

もう一カ所ですが、舟橋地内の松田踏切から北へ延びる村道で、用水がむき出しの区間に転落防止用の柵の設置をお願いできないか、また計画があるのかお聞かせ願います。

村当局も、毎年上げられてくる各自治会からの要望に対して真摯に対応されていることに感謝を申し上げるところであります。舟橋村の住環境が急激に変化をしている中で、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりに向けて、さらなる対応をお願いいたします。

次に、2つ目ですが、緊急情報告知システムの運用についてお伺いします。

平成20年6月定例議会におきまして、議員から、上市町がデジタル防災行政無線の活用を推進する考えが示されたとの報告とともに、本村においても活用してはとの質問がなされ、平成23年7月1日から、本村におきましても運用が開始されました。

また、運用された当初、議員が自ら音量調査をされ、平成24年3月定例議会で報告され、問題点等の質問がなされています。また、同年6月定例議会におきましても、議員から緊急情報告知システムの運用のあり方についても質問がなされております。

そこで、お伺いいたします。

当時、村当局は、明文化された運用基準等はなく、近隣の市町を参考にして策定をす

ると答弁をなされていますが、その後策定されたのかお聞かせ願います。

緊急情報は、当然のことながら、選挙時の投票呼びかけ、交通安全週間、火災予防週間、舟橋会館の行事等の案内を、広報車と併用した活用も必要なのではと考えます。また、近年温暖化が進み、ことしの夏、富山では、7月21日から8月19日までと24日、25日と、30度以上の日が続きました。熱中症に対する警報、注意報が毎日出されている中で、緊急情報告知システムを活用した案内を広報車と併用してお願いできないか、検討をお願いいたします。

また、平成27年3月定例議会、12月定例議会でも緊急情報告知システムに関する質問がなされ、舟橋村が整備している情報手段として、防災スピーカー、緊急速報メール、広報車のほか、各携帯電話会社から送信される緊急地震速報、そしてeネットふなはしがあり、村長から説明をされています。

緊急情報告知システムによる情報伝達には、室内では十分に放送内容が聞こえない、また豪雨や強風の際には音が不鮮明になり、住民への十分な周知ができないという課題が明らかになっています。

そこで、平成28年12月に総務省で取りまとめられた情報難民ゼロプロジェクトの概要報告が、2020年に目指す姿として、報道発表されております。高齢者への災害情報の伝達手段について、自動起動ラジオは市町村の既存の災害情報伝達システムを補完するものとしてその有効性が認識され、普及させることを目的にアクションプランが示されています。

そこで、舟橋村におきましても、自動起動ラジオの導入を考えてはどうでしょうか。

今回、私からは舟橋村の危険箇所を具体的に挙げさせていただき、村の対応、そしてまた、緊急情報告知システムの運用基準、自動起動ラジオの導入について、当局の考えをお聞かせ願いたく、よろしく願いたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 2番良峯議員の村内危険箇所の対応についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、竹内地内では民間企業による55区画の開発に伴いまして、周辺道路の交通に大きな変化が起こることが予測されております。具体的には、団地から車で通勤する方、舟橋駅から電車で通勤・通学する方や小中学校へ徒歩で通学する児童生徒数の増加が見込まれます。

現在、団地からのアクセス道路は、県道富山上市線へ団地西側の村道稲荷八幡川線しか接続していないことから、団地北側から県道富山上市線へ接続する道路幅員6メートルの整備と団地東側から村道竹内舟橋駅線へ接続する幅員3メートルの歩行者専用道の整備を進めております。

しかし、歩行者専用道から小中学校にアクセスする村道竹内舟橋駅線並びに北側の村道東芦原舟橋駅線の幅員は2.5メートルから3.8メートルと狭い上に、道路沿いに用水が流れており、さらには無量寺踏切も幅員が3メートルと、歩行者と車のすれ違いも困難な状況にあります。

対策といたしまして交通規制の導入も検討いたしましたが、地元住民や事業者の日常的な交通に影響が出るため、実施は困難であると考えております。

また、踏切拡幅につきましては、管理する富山地方鉄道に確認いたしましたが、国が定める踏切道の拡幅に係る指針に基づき、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化を図るため、別の踏切を除却しなければ踏切の拡幅はできないとの回答をいただきました。

また、用水路のふたかけも検討いたしましたが、確かに道路幅員は増えますが、依然車のすれ違いが困難な状況は変わらない上、少しでも道が広がると、抜け道としてさらに多くの車が通行することにもつながり、歩行者に危険が及ぶ可能性があるかと判断いたしております。

今後におきましては、警察、自治会、学校及び関係機関と協議し、学校での危険箇所周知や注意喚起の立て看板を設置するなどにより、交通事故の防止に努めるとともに、引き続き村道の安全対策について検討してまいりたいというふうに思います。

次に、舟橋地区の危険箇所についてであります。

議員ご指摘の村道舟橋寺田駅線は、村道に沿って明渠の農業用水路があります。村内にこのような箇所は多くありますが、農業に支障を来すおそれがあることから、農業用水路にふたを設置することは、基本的に行っておりません。

しかし、用水転落などの事故が新聞等で報道されており、歩行者の安全性の確保は重要であると認識いたしておりますので、危険箇所につきましては、学校や家庭において十分気をつけて通行するように指導を徹底するとともに、管理者の舟橋村土地改良区とも十分に協議・検討を進めてまいりますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 良峯議員の緊急情報告知システムについてのご質問にお答え

します。

初めに、緊急情報告知システムの運用状況について、ご説明を申し上げます。

ご承知のとおり、本村の緊急情報告知システムはJアラートと連動しており、国が発信する気象警報や地震情報、国民保護情報が、その事象発生、あるいは発生のおそれがある場合には、村内5カ所のスピーカーから自動的に放送されるよう整備しております。

また、災害時の避難勧告等、村内全域に周知すべき、かつ緊急を要する場合にも使用することとしており、そのほかにも選挙時の投票呼びかけや、警察からの要請に基づく行方不明者捜索の際の情報提供の求めなどにも使用しております。

他市町村の状況を見ますと、議員さんご指摘のとおり、交通安全運動や火災予防運動、各種イベントのお知らせ等を放送しているところもございます。また、気象台や消防機関等と連携し、熱中症予防に関する啓発を行っていくのも有効な活用方法であると考えます。

運用基準については、明文化したものはございませんが、今ほど申し上げましたとおり、舟橋村全住民・全域にかかわる緊急事案が発生、あるいは発生のおそれがある場合、また住民に広く周知すべき情報等については、今後も柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、議員さんご指摘の自動起動ラジオについては、高齢者には日ごろの維持管理が難しく、肝心なときに起動しないといった事例もございます。

高齢者への緊急情報の周知に関しては、本村では地元自治会や民生委員様のご協力を得て個別に行っているところであり、自動起動ラジオの導入については、現在のところ予定はしておりませんので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 7番 前原英石君。

○7番（前原英石君） 前原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

本定例議会において通告しております質問は、舟橋村簡易水道事業についてとプロポーザル方式による随意契約についての2点について質問をいたします。当局の皆様には、明快な答弁を期待しているところでございます。

最初に、舟橋村簡易水道事業について質問いたします。

水道料金についてはさきの6月議会で承認されておりますが、料金値上げに対する要

因についても十分理解しておるところでございますが、今後の水道事業の方向性によっては、給水利用者に対してこれまで以上に安心して安全な水道水の供給と水道料金の値下げ等も可能になると、そういう方向性も見出せるのではないかと考えます。

舟橋村簡易水道は、昭和48年に計画給水人口1,400人で創設され、それ以来人口が増え給水需要が高まることにより拡張工事が行われ、平成23年には給水人口3,600人と、創設時の2.5倍以上に増加してきています。

創設以来50年余り経過しておりますが、過去には断水等で住民に不安を与えるような事態や水圧の低下等も経験をしてきております。水道事業に求められることは、何より安心・安全、そして安定的に利用できる水道であると考えます。

現在の懸念材料として、まず水源地等に常駐している職員や専門技術員もいなく、不測の事態に対する業者任せの対応についても不安を感じておりますし、地震、落雷、火災などによる緊急対応においても迅速な対応ができないのではないかと考えます。また、水道施設への不審者侵入などの対応についても不安を感じるところでございます。

また、根本的な問題として、近年舟橋村では、冬期間はもとより、豊水期についても水位の低下により井戸水が自噴しなくなったとか、水量が減ったなどの話をよく聞くようになりました。

そのようなことが直接的に起因するかは、専門家でない私の判断のできる場所ではありませんが、将来にわたって水源地の地下水は低下しないという保証もありません。緊急性はないかもしれませんが、水の枯渇等についても視野に入れ、今後の水道事業について考えていただきたいと考えます。

そこで、舟橋村簡易水道事業のさらなる安定給水確保に対する今後の事業の方向性について、令和元年10月に施行されます水道法改正による水道事業の広域化推進を視野に入れて検討していくことが必要かと思いますが、当局のご見解をお聞きします。

次に、プロポーザル方式による随意契約についてお聞きします。

平成27年に舟橋村総合戦略、また舟橋村人口ビジョンが策定され、それ以降、プロポーザル方式での随意契約の件数が増えてきております。

このプロポーザルは、公平性、客観性を保ち、企画・提案内容などが慎重に比較検討され、採用されてきていると思います。

しかしながら、これまで優先交渉権を得た業者がその事業から姿を消していったり、事業を行う業者が変わっていったり、また事業開始後に問題が生じ撤退していったり、

あるいは比較検討の対象とならないほど少ない応募にもかかわらず、プロポーザルが実施されてきています。

そこで、今後の、同方式で契約を行う場合についての考えをお聞きします。

最初に、同方式の意義や手続を考えた場合、これまで応募事業者が極端に少ない状況でのプロポーザルも行われてきていますが、これは有効かつ効果的とは考えがたいと思います。公募型プロポーザルの機会の存在を広く知ってもらえるよう、ホームページ掲載方法等検討が必要であると考えますが、当局の考えをお聞きします。

また、事業目的に応じた有効な企画提案の採用決定のための審査となるよう、採点方法にも比較検討が必要と考えます。比較するためには最低何社の応募があればプロポーザルを実行すべきかお聞きします。

また、審査員の構成についても、業務内容に応じて、外部専門家、有識者、舟橋村について精通した人材などの参加を求め、同様の審査員に偏らず、公正性、客観性を確保してほしいと考えます。現在の状況についてお聞きします。

また、応募者に対しては、募集要項に委託上限額や予定価格は記載されているのでしょうか。

次に、業務内容、仕様等ある程度固まっているものや提案要素が乏しくなってきたもの等に当たっては、本来の競争入札（見積もり入札）による契約はできないのか。これまでも、それが可能であった工事等があったのではないのでしょうか。

最後に、プロポーザル方式による随意契約を適正に実施するためのガイドラインはあるのでしょうか。ガイドラインに沿ったものであれば、今後、より公正で透明なプロポーザルを行っていくために再検討していく必要があると考えますが、当局の考えをお聞きします。

これが私の今回の質問でございます。以上、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 7番前原議員のプロポーザルによる契約についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、業務等の委託先を決める方法としては、一般競争入札、随意契約、プロポーザル等が用いられます。行政が実施内容を仕様書に示し、当該事業者は当該仕様書どおりに業務を遂行するための価格を提示いたしまして、最も低い見積もりをした

者と契約する「競争入札方式」が用いられることが一般的に多いのですが、一方で、専門性を要する調査業務などの場合には、単に低価格のみで選定するのではなく、企業の独自の発想やノウハウを最大限に活用する「プロポーザル方式」があります。

本村においてプロポーザルの実施に当たっては、実施の案内、告示、それからホームページや業界新聞の掲載に加えて、メディアを通じて周知すると同時に、直接県内の業者等へ働きかけをしてまいりましたが、議員からご指摘いただきましたとおり、コンサルタント業務プロポーザルの参加者数は、1者もしくは2者のエントリーしかいただけないのも事実でございます。

当該プロポーザルは、本業務の実施には村の現状を分析し、その課題を解決するための高い専門性や企画力等が求められていることから、結果としてエントリーする企業が少数となったものと推察いたしております。

また、これまで実施いたしましたプロポーザルにおきましては、応募が1者でありましても、審査委員の平均点数が70点以上であれば採択する旨を選定要綱に示しております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、今後、参加企業数が多いほうがベターでありますので、プロポーザルの実施に当たりましては、その周知徹底に努めてまいります。

次に、プロポーザルにおける審査につきましては、業務ごとに企画採択者選定要綱を定め、採点表に基づいて審査委員から採点していただいております。また、審査委員には、業務に応じ、高度の専門職の方や有識者による外部審査委員により審査を実施しておりますので、適正、公平に対応しているものと認識いたしております。

次に、業務の仕様書には予算額を記載しておりますが、これは業務の範囲を示すことの必要があることから公表しているものであります。

次に、競争入札とプロポーザルについてであります。行政が仕様書を提示するものは競争入札であり、民間企業に仕様書の提案を求めたほうがすぐれた成果を期待できる場合にはプロポーザル方式を採用しております。

現在進めている地方創生プロジェクト事業は、前例のない、官民が連携しての取り組みでもあり、その成果を見つけるためのパートナー選びでもありますので、プロポーザル方式が最適であると認識しております。

次に、プロポーザルのガイドラインについてであります。国土交通省の示す「プロポーザル方式業務委託 運用の手引き」に準じて運用しておりますので、本村独自のガイドラインは策定いたしておりません。

プロポーザルによる契約のことは、議員の皆様をはじめ住民の皆様にとりましても、わかりにくい点が多々あると思います。その都度できる限り丁寧にご説明をしまいたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げまして、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番前原議員の舟橋村簡易水道事業についてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、これまで本村の簡易水道事業は、地方公営企業法を適用せずに運営してまいりましたが、本年1月25日付の総務大臣通知で、簡易水道事業も2023年までに公営企業会計へ移行することが原則となったのであります。

公営企業会計が導入されますと、一般会計からの繰り入れができなくなることや内部留保資金の確保が必要となることから、水道会計の安定的な運営のため、去る6月の村議会におきまして、今年の10月1日から水道料金の改定の議決をいただいたところであります。

ご承知のとおり、本村の簡易水道は、地下水を水源としていることや給水人口3,600人の小規模な施設であることから、安定的な供給量の確保のためには広域水道事業の検討は必要であると、私自身、考えております。

本村の簡易水道事業の歩みにつきましては、昭和48年に給水施設の創設、当時は計画給水人口1,400人の規模で事業を開始した後、人口の増加、給水区域の拡大に伴いまして、給水量の増加に対応するため、平成2年には計画給水人口2,400人、平成10年には計画給水人口3,000人、平成23年には計画給水人口3,600人の3回の拡張事業を経て、現在に至っているのであります。

水道事業の最大目的の一つであります安全・安定的な水質・水量の確保に対処するため、平成23年から第1水源浄水場、第2水源浄水場の耐震化・更新事業を実施してまいりました。

一方で、平成18年5月に配水場への落雷事故により水道施設機能が停止し、村内全域が断水状態になったことも、これまでの施設の管理運営の中で経験しておりますので、今後、職員が常駐していない当該施設の管理運営のあり方には懸念も生じているものであります。

これらの課題を踏まえまして、本村のライフラインのかなめであります簡易水道事業のさらなる安定給水を目指しまして、事業運営の方向性について今後検討してまいりた

いと考えております。

具体的には、水質・水量の確保を示す「安全性」、災害時安定給水の確保を示す「強靱性」、建設コスト、給水原価を示す「持続・建設コスト」の3項目でありまして、現有施設の維持管理を継続した場合と広域化による隣接事業者から必要水量の供給を受けることについて比較検討を進めまして、今後、議会と十分協議させていただきたいと考えております。

今後とも、そういった前進的に、将来を見通して検討してまいることを申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時20分までといたします。

午前11時08分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（森 弘秋君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。私は、一般質問として村の実情を村民へ情報開示することにより、皆さんに行政への関心を持っていただくことを主眼として質問したいと考えております。

それでは、通告しております2件について質問を行います。

1つ目は、福祉、防災関連について、村の取り組み状況について質問します。

1に、認知症の人や認知症が疑われる人、病弱な人、独居の人などの高齢弱者や障害を持つ人たちが地域での理解・浸透を図るため、富山県ではヘルプマークやヘルプカードについて普及啓発を促進していますが、この点について村の取り組み状況をお尋ねいたします。

2に、高齢化に伴う認知症高齢者の増加や障害者などの成年後見制度は、今後ますます重要になると考えます。国では平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律が成立しており、村でも法に基づいた制度の普及啓発が求められるところです。その取り

組み実態についてお尋ねいたします。

3に、最近、児童や高齢者、障害者への虐待事件が社会を賑わすケースが増えています。それぞれの分野での虐待防止に関する法律も整備されている中で、村での虐待に関する事件の実態や問題に対する取り組み状況についてお尋ねいたします。

4に、認知症の早期発見や予防事業、児童の発達障害支援事業、医療的ケア児支援事業の3事業について、村での取り組み状況をお尋ねします。

また、以前に村へ相談し、県へ要望した発達障害専門ドクターの充足という案件がありました。その後、村はどのように対応していただいているのか、あわせてお尋ねいたします。

5に、高齢者介護度の重度化や障害者の親亡き後に備え、弱者に寄り添いながら、現在の困り事や将来希望する暮らし方などのライフプランを本人と一緒に考える相談支援体制の整備が村にも必要と考えています。現在、村の取り組み状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

6に、私の持つ資料に、県はこれまで市町村に対し、災害時に高齢弱者や障害者などを避難させるための避難支援者の名簿作成や弱者個々の避難計画策定などへの取り組みを支援してきたと記載されていました。

村では各地区の要支援者名簿を自治会へ配付を行っていますが、今の災害多発時代において、それ以上に踏み込んで要支援者個々の状況を把握し、それぞれの個別避難計画策定の対策も必要だと考えます。この点について、村の見解をお尋ねいたします。

7に、小中学校では、障害の有無を問わず、同じ社会に生きる人間同士として、ともに正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの意義を子どもの発達段階に応じさまざまな教育活動を通して指導されていると思いますが、実際に舟橋村では、子どもたちの「心のバリアフリー」学習に対し、どう取り組みされているのか。この7については、教育長にお尋ねいたします。

次に、2つ目の質問であります。

私は、自分が関心のあるテーマの議員研修があれば、時間をつくり出かけて、勉強させていただくことにしております。その中で、講師やほかの自治体議員さんから最近よく耳にすることは、地方自治の主役である住民の皆さんの自治に対する関心の低下による地方自治の危機ということであります。これが年々大きくなってきているという認識を皆さん共通して持っておられるように感じております。

そこで、災害が多発してきている現時代において、「自助」「共助」「公助」という言葉をよく耳にする昨今、村は積極的に村ができる公助の線引きを明確にしていくべきではないかと考えます。そうすることにより、住民の皆さん自らが自助や共助、そして自治について考えるきっかけになるのではないかと期待するからです。

公助についての範囲、線引きが曖昧であると、住民は個々の勝手な思いで公助に期待してしまいます。期待されることは悪いことではありませんが、過度の期待は思わぬ誤解も生じます。住民の皆さんは、これまで全国で発生した災害の甚大な被害を目の当たりにしてきました。

仮に災害に遭遇したときのことを想定して、舟橋村の主役の皆さんが自助、共助について自ら考え、自覚すべき時代になってきていると考えます。それが地方自治にも通じることであると考えますが、これについては村長のご見解をお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 6番竹島議員の福祉についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ヘルプマークについてであります。

ヘルプマークとは、義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたマークであります。平成24年度に東京都が開始し、富山県では平成30年度に導入、同年7月より県及び市町村窓口で配付が始まりました。

本村では、広報紙やホームページ、またポスターの掲示等で周知をしているところでございます。

また、本村のヘルプマークの配付実績は、平成30年7月から令和元年8月までで、7個であります。

次に、成年後見制度の周知についてであります。

成年後見制度は、認知症や障害等の理由から判断能力が不十分な人にとりまして、不動産や預貯金などの財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する手続と契約に関すること。さらには、遺産分割等が必要な場合も自身で行うことが難しいことがあります。そのような判断能力が不十分な人を保護し支援するのが成年後見制度であり

ます。

本制度の周知に当たっては、3年ごとに本村が発刊しております「くらしの安心ガイド」や地方法務局からのパンフレットを窓口で備えまして周知を図っているほか、地域包括支援センターを中心にケアマネジャー、中部厚生センター、中新川広域行政事務組合、舟橋村デイサービスセンター等で構成する地域ケア会議におきましても、高齢者や障害者のよりよい生活支援のための事例検討を通して周知を行っております。

また、制度の活用を検討されたほうがよいと思われるひとり暮らし高齢者の方や障害者本人の方や家族の方に民生委員さんを通じて制度の説明と、さらに詳細な説明を希望される方には、関係機関の職員とともに訪問による指導を行っております。

本人や周囲から相談がある場合は、社会福祉協議会と連携しながら、富山県成年後見センター・リーガルサポート等の専門的な機関につないでおりまして、紹介後は、専門的な機関と情報共有し、サポートを実施いたしております。

次に、虐待についてであります。

児童につきましては、こども園、小中学校、役場の児童福祉、保健、教育委員会、それから中部厚生センター、警察、社会福祉協議会、富山児童相談所で構成する要保護児童対策協議会を平成28年3月に設置いたしまして、通告を受けた場合、48時間以内に事実確認を行うなど迅速に対応いたしております。児童福祉担当課と保健師で共通認識を持って、必要時には関係者を招集してケース検討等を行い、富山児童相談所等の助言をいただき、対応を決定しております。昨年度の実績は7件でありました。

高齢者につきましても、地域包括支援センターが窓口となり、役場保健師も一緒に対応いたしており、通告を受けた場合は事実確認を行うなど迅速な対応に心がけております。必要時には、児童同様、関係者を招集しケース検討等を行い、対応を決定しております。昨年度の実績は1件でありました。

障害者につきましては、市町村が障害者虐待防止センターとしての機能を持つこととなっており、休日や夜間を含めた通報・届け出の受付、一時的な居室の確保等により、障害者の安全を最優先に考え、対応・支援をしております。

また、虐待を受けた障害者の一時保護の居室確保については、四ツ葉園とふなはし荘に依頼しておりますが、これまでの利用実績はありません。

次に、認知症の早期発見や予防につきましては、地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座等開催し、認知症への対応について周知しております。その際に、気に

なることや心配なことがあれば、地域包括支援センターに相談を促しております。

また、平成29年度に地域包括支援センターや看護師、ケアマネジャー、役場保健師、かみいち総合病院精神科医師で構成する舟橋村認知症初期集中支援チームを発足し、困難ケースについてチームで話し合ったり、訪問等で対象者に医療機関受診を促すなどの対応をいたしております。

児童発達支援事業につきましては、お子さんの日常生活における適応力を身につけるため、発達の状況に応じた療育を早期から行う事業で、障害手帳の有無にかかわらず、発達の遅れが気になる等、療育が必要と認められるお子さんが利用できる制度です。

本村では、保健事業における健診の際などに保健師が相談を受けたり、発達が気になるお子さんにつきましては、適切な関係機関とつないだりなど支援をしております。また、サービスの利用相談やサービス事業所の案内等の相談も随時受け付けており、村内では、デイサービスむらのなかと愛の家キッズにおいて児童発達支援サービスを受けることができます。

医療的ケア児支援事業につきましては、医療的ケア児と呼ばれる、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他関連分野の支援を受けられるよう、医療的ケアに係る人材の育成や身近な地域でのサービス提供体制の整備、また関係機関の連携体制の整備などを行う事業であります。

本村では、今年度から滑川・中新川地域の医療機関・保健・福祉・保育・教育・障害福祉担当局で構成する医療的ケア児支援関係機関会議において、医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議し、関係機関の相互の課題や情報の共有を進めております。

また、発達障害ドクターにつきましては、県では富山県障害者計画に示されているように、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実と地域のかかりつけ小児科医等の発達障害への対応力の向上を図るため、研修会等を実施しております。

次に、高齢者の要介護者につきましては、介護支援の専門家であるケアマネジャーが中心に、地域包括支援センターや役場も協力し、ケース検討等行いながら、情報の共有や対応を模索しております。ケース検討のメンバーとして、本人や家族、近所の支援者など状況に合わせて協議するメンバーを決めながら、地域での安心した住みやすい環境づくりを目指しています。

障害のある方等につきましては、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉担当において随時相談を受け付けています。また、社会福祉法人新川会や社会福祉法人むつみの里に相談支援事業を委託しており、休日・夜間を含めた相談支援体制を整備しております。

この委託事業先には相談支援専門員が配置されており、福祉サービス等の相談だけでなく、当事者の置かれている環境を把握し、親亡き後などさまざまな状況に備えて長期的な計画を立て、必要に応じて関係機関と協議をして支援できるような体制をとっています。

次に、避難支援者名簿についてであります。本村においては、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者等の対象となる要支援者を訪問し、名簿登載を希望される方について名簿を作成しており、村、社会福祉協議会、自治会等の関係機関と共有しているところであります。

次に、個別避難計画であります。この計画は要支援者一人一人について、本人の身体状況や災害発生時の避難支援者、避難時に配慮が必要なことを平常時から定めておき、災害発生時に円滑な避難ができるようにする計画であります。

なお、避難支援者とは、災害時に要支援者の支援をする方であり、状況に応じて補助や付き添いを行い、避難の支援を行います。

災害発生時には消防や行政の行う公助には限界がありますので、災害発生時の情報伝達や避難につきましては、地域住民による支援が最も有効とされていることから、実際に避難支援にかかわる自治会の関係者が民生委員等の助言を受けながら計画を策定されることが望ましいと考えております。

しかしながら、要支援者の個別避難計画策定の必要性を強く感じておりますので、作成に当たってのマニュアルの整備等必要な支援につきましては、今後十分に検討してまいりますことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 6番竹島議員さんの質問にお答えします。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて政府が発表したユニバーサルデザイン2020行動計画で、「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合うことであ

るとし、学校に心のバリアフリー教育の実施、企業・行政に社員・職員向け研修の実施、行政と地域関係者の連携により地域に根差した心のバリアフリーの周知・啓発を求めています。

これらを踏まえ、小学校では「心身ともに健康で、思いやりの心を持ち、自ら学び進んで行動する子どもの育成」、中学校では「学びの精神を持ち、仲間を思いやり、たくましく生きる生徒の育成」とそれぞれ教育目標を立て、小中学校の全教育活動で、発達段階に応じながら、障害の有無にかかわらず、みんなで助け合い、ともに生きていく大切さを学ぶ機会となるよう推進しています。

それでは、ご質問の実際の取り組みについて報告いたします。

まず、高齢者との交流活動として、敬老会などの地域の行事への参加、運動会、餅つき大会など学校行事に招待しての交流、高齢者施設での「14歳の挑戦」及び夏季休業中の児童生徒のボランティア活動の場を積極的に設けています。

次に、障害者との交流活動として、特別支援学校に在籍する児童との交流学习を実施するとともに、総合的な学習の時間等を中心に、障害への理解を深めるため、車椅子やアイマスクを使用した生活体験や認知症の症状を知り、かかわり方を知るなどの学習を行っています。

小中学校で行われているこれらの交流や共同学習を継続することにより、ふだん当たり前と思っている自分の心の中のバリア、そして社会の中にあるたくさんのバリアに気づき、自分とは違う人に対して差別をしないこと。また、自分とは違うさまざまな人とコミュニケーションをとり、なぜバリアができてしまったのか。バリアをなくすために何ができるか考えることができ、一人一人が思いやりの心を持ち、心のバリアフリーを実現して行ってほしいと願っています。

言うまでもなく、これらの取り組みの推進のためには、地域住民、社会福祉協議会、行政などとの連携の強化が重要だと考えます。今後ともご支援いただけますようお願いし、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 6番竹島議員の、地方自治についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご存じのとおり、災害時の自助、共助、公助とは、まずは自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所など周囲の方が力を合わせて助け合う「共助」、そしてこれら

では解決できない課題を、公であります役場など行政機関が解決する「公助」の考え方
であります。また、災害時には、「備えあれば憂いなし」という言葉がありますとおり、
一人一人が日ごろから備えを行うこと、いざ災害が起きたときには、このくらいなら大
丈夫だろうと安易に思うことなしに早目に避難することなどの自助機能が常に重要に
なっています。

私は、平成17年1月に村長に就任して以来、住民が主役であることの見地に立ちま
して、行政と住民との協力（パートナーシップ）による共生型まちづくりを進めてまい
りました。この目的は、本村の主要施策を実施する上で、行政の役割と住民の役割をそ
れぞれ理解し合い、そしてパートナーシップ、いわゆる、お互いに支え合うことで円滑
な村政運営に寄与することにあります。

竹島議員さんからのご提言は、近年全国各地で甚大な自然災害が頻発している状況か
ら、本村ができる公助の線引きを明確にすることで、村民の皆さんに、公助ありきでは
ない、自助や共助の重要性について改めて考えていただく必要があるのではないかと
いうことでもあります。

そこで、私の考えを被災地事例のことから申し上げたいと思います。

先月、九州北部地域で発生いたしました豪雨による被災地では、全国各地から多数の
ボランティアの皆さんが集まり、行政やその他の団体などと力を合わせて復旧作業（活
動）に当たられている状況を、マスメディアを通じて拝見いたしました。災害時には、
迅速な対応等の必要性から、さまざまな主体がそれぞれに柔軟な対応を行うことが重要
となることを改めて感じ、自助、共助、公助という明確な線引きをする必要があるのか
どうか、疑問に思った次第であります。このことから、現在のところ、線引きをする具
現化は考えておりません。

しかしながら、一方で、災害時には、自助、共助、公助がいずれも欠けることなく、
連携し合って対応することが必要となってきました。このことから、いざ災害が起
こったときにどう対応するのか、日ごろから地域の皆さん自身で考えていただくとい
うことが非常に重要なことであると認識しております。

国では、昨年7月に発足した第32次地方制度調査会におきまして、人口減少、高齢
者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点
から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックス、その他の
必要な地方行政体制のあり方について調査審議を求めておりまして、この答申が来春に

提出されることとなっております。この答申が今後の自助・共助・公助のあり方を検討する上で大変貴重な資料となるものと思っておりますことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今答弁いただきましたことについて、再度、確認を兼ねて質問させていただきます。

まず、今、認知症が疑われる人並びに病弱な人、独居の人等のヘルプマークについてであります。

これまでも7個配付済みであるというふうにおっしゃっておりますが、実態はもっと、やはり配付すべき人がいるんじゃないかなというふうに考えます。これは当然村のほうで情報を、住民の実態をよく把握されているはずでありますので、そこらへんも踏まえて、本当に7個でどうなのかということを再質問したいと思います。

それから、成年後見制度についてであります。

成年後見制度については、今村のほうで、この制度についても訪問説明をしているという答弁があったところであります。

これは、私自身、いろいろ皆さんと話をしている、そういう話は実際聞かないというところを申し上げておきたいと思います。

私が聞かないだけなのか、だけど実際はやっておられるということであれば、それは問題はないのかなと思いますが、そこらへん、村のほうも一応、やっているという、そういう言葉が使われていますので、実際やっていることについて自ら確認するということが必要ではないかなというふうに思います。

その点を、これは私の希望であります。再度、自分たちはやっているという、そういうことについての確認をしていただくということをお願いしておきたいというふうに思います。

あと、村長のほうからも、公助について範囲を明確にする必要はないというふうにおっしゃいました。

ただ、それも、村長の言われることは、私もよくわかります。どこで線を引くかというのは、これは非常に難しいからであります。

ただ、それぞれがそれぞれの立場で自ら考えるということの必要性を私は強調したいわけでありまして、やはりみんなで考える、住民の皆さんにも考えていただくという、

そういう雰囲気醸成していくということが非常に大事じゃないかなというふうに思っているところであります。

それについても、与えるほう、与えられるほう、個々立場に立ち返りまして考えるよう、村のほうにも取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、私の再質問といたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 竹島議員の再質問にお答えいたします。

ヘルプマークの配付実績、7件、これが妥当かどうかということなんですけれども、妥当といたしますか、対象になる方とお見受けをされる方はもっといらっしゃいます。

ただ、お話の中で嫌がられる方もいらっしゃるところが実態のところでありますので、やはり本人さんの承諾をもって、ちゃんと説明をして、理解をいただいてから配付するような形で努めているというのが現状でございます。

あと、成年後見制度につきましては、訪問というのは、必要に応じてといたしますか、先ほど申し上げたのは、本人さん等からの依頼といたしますか、詳細説明を希望される方につきましては訪問して、指導といたしますか、お話をさせていただいているというのが実態です。

ですので、成年後見制度等につきましても、できるだけいろんな形での周知方法に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 1番 古川元規君。

○1番（古川元規君） 実りの秋を迎えまして、稲刈り真っ盛りの中、私からは、農業に携わる者として、舟橋村の農業に関する質問を2点ほどさせていただきたいというふうに思っております。

景観や自然環境の維持を考えてましも、また舟橋村の総合計画にも記載がありますように、農業は舟橋村の基幹産業として発展していくべきであるものというふうに考えております。

先日の村長からの提案理由説明にもございましたように、村としても農業のブランディング化について動き出しておりますが、産業としての農業を確立するためには、従来からの兼業農家を中心とした施策から、専業として農業を行っていく者への施策、このような形でのバランスをとりながら、専業のほうによりシフトしていくべきではないか

というふうに考えております。

農業振興の現状と今後の展望について、そのようなことを踏まえながら、当局のお考えについてお伺いさせていただければというふうに思います。

また、農業振興のために、村として取り組んでいるもの、また県や国単位で取り組んでいるものなど、さまざまな補助、また助成の制度などがあるかと思えます。しかし、村のホームページを見ましても、その情報については、詳しくは農業委員会にお聞きくださいというような形となっております、せっかくある補助・助成の制度の活用を促進する情報発信としては不十分ではないかなというふうに言わざるを得ません。

現状では情報の取得が容易とは言えず、結果として制度の活用がしにくい状態にあるのではないかとこのように思います。富山市などほかの自治体ホームページでも実際にされているように、現在活用できる補助とか助成の制度について、案内文や、また申請用紙などをデータ配信したり、またリンクを張りつけたりするということは、すぐにも取り組めることであるというふうに考えますが、そのへんについて、当局のお考えについてお伺いしたいというふうに思います。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 1番古川議員の、補助制度等の情報発信についてのご質問に回答いたします。

議員ご指摘のとおり、本村のホームページでの農業情報は、おおむね転用や相続等の農地法関係の手續や資金、新規就農等の内容となっており、補助金等の項目が記載されておられません。

この表記方法は近隣自治体のホームページを参考にしたものでありますが、これは国・県の補助金が多種にわたっていることから、自治体でのホームページは網羅し切れていないことが原因であります。

一方、本村ホームページから県の各課や農水省、北陸農政局へリンクすることは可能でありますので、今後、関係機関と調整して対応してまいります。

また、議員ご指摘のように、申請書等の入力が必要なデータにつきましては、ダウンロードが可能な状態にするなど対応してまいります。

また、現在取り組んでおりますプロジェクトにつきましても、ホームページ等に掲載をするような形をとっていきたいというふうに思います。

以上、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 1番古川議員の、本村の農業振興の方向性についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

国のほうで5年ごとに実施されております農林業センサスで舟橋村の状況を見ますと、平成2年の農家数177戸に対しまして、25年後の平成27年には81戸と、ほぼ半減しておるのが実態であります。そのうち49戸が、農業収入より農外収入が多い兼業農家でありますけれども、第2種兼業農家と申し上げますけれども、そういった農家が非常に増えておるということであります。

また、農地面積では現在約179ヘクタールありますが、農地の集積状況では、認定農業者、10の経営体がありますけれども、そこに58%が集積されていると。しかしながら、富山県の平均が63.3%でありますので、県平均を下回っているというのが現状であります。

一方、これまで本村の農業振興施策では、大型機械の導入に対しまして3割の補助や、農地の流動化を促進するための支援といたしまして、集積された農地に対して、新規・再設定、年数に応じまして補助する制度を実施してまいりました。

これらの補助金による支援施策は、経営の規模拡大による農業経営の安定化を図ることを目指して実施してきたところでありますけれども、しかしながら、近年、大型機械導入に係る補助にありましては、規模の拡大ではなく、機械の更新へシフトされる側面が強くなってまいりました。また、農地の集積では、農業をリタイアする年齢までは農業を続けるという農家が多いことや、あるいはまた、受け手側の法人等にメリットが少ないということから、農地の集積が進んでいないのが現状であります。

この現状を踏まえまして、本村では、平成29年度より、農業者の自走自立化を目指すため、法人の体制強化と若手農業者の経営を支援する取り組みを実施してまいりました。平成29年度では、法人と若手農業者を対象とした専門講師による勉強会を実施し、農業全般の講義や現地視察、経営のアドバイス等を実施してまいりました。昨年度は、法人の経営強化を中心に、6次産業化の商品開発や、本村で生産される農産物を知っていただくための農産物イベントや料理教室を開催しております。

これらの取り組みの実績では、商品開発等の進展はありましたけれども、若手農業者や法人の主体的な取り組みが進まなかったという反省から、今年度新たにブランディン

プロジェクトを立ち上げたのであります。

提案理由説明で申し上げたとおり、当該プロジェクトは、3カ年をかけて本村の農業・農産品のイメージやデザインを通じ、販路をつくり上げ、ブランド化を目指すものでありまして、去る7月29日に、戦略づくりを行う調査戦略部会、PRを目的とする生産・企画部会が立ち上がったところであります。

去る7月10日に開催いたしました、本村の特産品であります「舟橋村ハートかぼちゃ」の記者発表も当該事業の一端でありまして、その効果もあり、例年よりも高値で取引されたところであります。

また、ドローンによる水稲防除では、当初見込んだ面積を上回る受注面積がありまして、農家の省力化と法人経営の収入源となることが期待されているところであります。

今後とも、若手農業者や法人が自走自立していくための伴走支援を継続いたしまして、ドローンの導入をはじめICTを活用したスマート農業の進展を図るため、ソフト・ハード面を兼ねそろえた施策を検討してまいることをご申上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 古川元規君。

○1番（古川元規君） 今ほどは丁寧なご答弁、ありがとうございます。

まず、2つ目の質問のほうのご回答をいただきましたので、こちらからなんですけれども、リンクを張るのは可能かなというお話でしたが、ぜひそのように進めていただきたいなと思いますが、ただ村独自でやっていること、やっているときとやっていないときもあるのかもしれないんですが、そのようなことに関しては、村のほうで掲載なり、またダウンロードなどできるように、ぜひよりよい形で改善していただければなというふうに思いますので、その点について、可能であれば、そのように進めたいということでご答弁いただければ大変ありがたいなというふうに思います。

また、今後の農業の方向性についてなんですけれども、今は専業農家が増えてきていると、認定農業者のほうが増えてきているということで、そこにシフトしていくという方向性をご説明いただきました。

ただ、これから農業ブランディング、進み始めたばかりかと思しますので、3カ年の計画ということで、ことしは1年目の企画段階ではありますが、実際にブランディングのために外部への発信とか、また営業のようなことを行っていく際には、いろいろと予算等が必要になってくることもあるのかなというふうに思っております。

これまでは、それこそ大型機械化だったり、効率化、スマート農業もそちらに入るのかもしれないんですけども、そのようなことばかりに使ってこられたのかなと思うんですが、今後は、やはりブランディングということで、いわゆる農商工連携だったりとか、また無農薬、有機栽培に取り組む、そういうところへの必要な助成、補助というものが必要になってくるのかなというふうに考えております。

なぜかという、県単位、国単位のものというのは、やはり枠が非常に固定しているというか、考え方も固定しているので、慣行型の農業、今まで事例のある農業に関しての補助だったり助成というのは出やすいのですが、そうでないものに対しては非常に、本当にそんなことができるのかという目で見られることが多いというのが私、農業に携わっている者としての実感でございます。

ぜひ村としてブランディングをしていく上で、そういうところにもしっかりと目を向けて今後のバックアップをお願いできればなというふうに思いますので、その点についてのお考えなども、もしよろしければお聞かせいただければというふうに思います。

以上、再質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 今ほど古川議員から再質問がありました件にお答えしたいと思います。

今おっしゃったように、ブランディングの話なんですけど、やはり農業は今まで、どうもずっと、私自身も農家の一員でありますので、その立場から申し上げますと、農業は成長産業という意味でなくて、自給自足的な考え方が非常に強かったと私は思うわけがあります。

しかし、それが近年ではそうでなくて、成長産業なんだと、農業は。私も舟橋村の基幹産業は農業だということを認識しておりますので、そういったことを進めていくなれば、何が必要かということに当たるわけです。

それがまさしく今新たに今年度から始めるブランディングであると思っておりますので、新しい分野で物を見つめていく、追求していく、そしてそれを目標にして進めるというのを、それが今の時代に合った、若い方々が継いでくれるというか、後継者になっていくことにつながるんじゃないかと、このように思っております。

そういった方向性につきまして、十分私もそういった施策を盛り込んでいくということをお答えでも言いましたので、今後議会の皆さんといろいろとお話しさせていただきます。

して、もう一度、本当に真に舟橋村の農業にふさわしい事業、取り組みは何かということを中心に、いろいろな視点から取り上げて検討してまいりたいということを申し上げて、私からの答弁にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森 弘秋君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（森 弘秋君） 次に、ただいま議題となっております議案第26号から議案第37号までは、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（森 弘秋君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時05分 散会